

さいたま市告示第 1 6 9 4 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 5 号）第 1 0 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 1 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 2 1 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 0 4 8 (6 5 2) 8 8 1 2

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/10/27	浦和駅西口	不明	S1J24307		
2025/10/28	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204391050	STSHY02586		
2025/10/28	北浦和駅東口	埼玉県警20-201702860	B0B45243		
2025/10/30	東浦和駅	埼玉県警24-241378985	SNYA31780		
2025/10/30	東浦和駅	埼玉県警21-214803100	A21AB36719		
2025/10/30	南与野駅	埼玉県警24-241757870	F180887805		
2025/10/31	南浦和駅東口	不明	G200901855		
2025/10/31	西浦和駅	不明	D410608394		
2025/10/31	西浦和駅	埼玉県警19-192017750	TBACG425		
2025/10/31	浦和駅西口	埼玉県警23-230580766	AS2112C30278		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/10/27	大宮駅東口	埼玉県警19-190019217	IBDFSD1812013		
2025/10/27	大宮駅東口	不明	F02017985		
2025/10/27	大宮駅東口	埼玉県警19-194502907	XL18120432		
2025/10/27	大宮駅東口	埼玉県警20-201544718	K3FK00267		
2025/10/27	大宮駅西口	埼玉県警24-243964415	F23696347		
2025/10/27	宮原駅西口	不明	B5J78732		
2025/10/27	土呂駅東口	不明	LAK30220		
2025/10/27	岩槻駅	竹ノ塚B47129	S6F11621		
2025/10/28	大宮駅西口	埼玉県警17-7399797	S7A127901		
2025/10/31	宮原駅西口	埼玉県警16-6521478	GF5B33967		
2025/10/31	土呂駅東口	埼玉県警16-6352070	Y15E002852		

合計: 21台

告示期限 令和7年11月21日